



専門家に聞く

税務Q&A

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会


戸江 千枝

ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

個人住民税に関するQ&A


個人の住民税(市県民税)について、いくつか教えてください。

Q 私は来年(平成30年)3月にX市から福岡市に転居する予定です。来年度(平成30年)の住民税は福岡市とX市のどちらに申告や納付をしなければならないのですか?




A 個人の住民税は、その年の1月1日現在に住んでいた市町村が課税します。したがって、来年(平成30年度)の住民税は、平成30年1月1日の住所地であるX市に申告や納税することになります。

Q 今年(平成29年)5月に父が亡くなりました。父には亡くなるまで課税対象となる一定の収入がありましたが、父の来年の住民税はどうなりますか?



A 個人の住民税は、前年中(1月~12月)の所得に基づいて課税されます。したがって、年の途中で亡くなった方にもその年中は住民税が課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。今年1月1日に存命であれば、前年中の所得について平成29年度の納税義務があるわけです。なお、今年度に収入があっても、翌年1月1日にはすでに他界されているため、翌年度(平成30年度)の住民税は課税されません。

Q 私の前年度のパート収入は102万円(103万円以下)で、ほかに収入はなかったのですが、今年度に住民税5,500円の納税通知を受取りました。この住民税は納税しなければならないのでしょうか?



A この個人住民税5,500円は、均等割にかかるもので納税しなければなりません。以下、福岡市の場

合を例にとって説明します。


国税である所得税の課税は、扶養する親族がいない方のパート収入が103万円以下の場合、給与所得控除65万円を差し引いた残額が所得税の基礎控除38万円以下となり、課税対象額が発生しないので所得税は課されません。

原則として、個人住民税の課税は、地域社会の費用の一部を広く均等に負担する均等割(福岡市の場合は、個人市民税3,500円、個人県民税2,000円)と、所得税と同様に所得に応じて負担する所得割との合計額となっています。

そして、この均等割は、給与所得控除65万円を差し引いた残額が35万円以下でなければ負担が必要となります。つまり、パート収入が100万円超の場合は均等割が課されます。(所得割りは、所得税と同様に103万円以下は課税されないように調整されています。)

ただし、障がい者、未成年者、寡婦や寡夫に該当する方の場合や控除対象配偶者や扶養親族がいる場合には一定の金額以下であれば、均等割も課税されません。

Q 今年、非上場会社より4万円(源泉所得税等8,168円差引後31,832円受取)の配当を受取りましたが、住民税の申告は必要でしょうか?



A 所得税法では非上場会社等の株式に係る配当で一銘柄につき年間の配当10万円以下のものは、少額配当として申告不要を選択できます。しかし、個人住民税にはこの制度がありませんから、この配当については、個人住民税の申告が必要です。(平成15年度改正により少額配当に係る非課税措置が廃止)

また、上場株式等の配当所得については、申告不要制度・申告分離課税・総合課税のいずれかの課税方式を納税者が任意に選択できますが、平成28年度より、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能となりました。

以上のように、個人住民税は、所得税と微妙に取扱いが違うことがありますので、実務上、個人住民税について不明な点がある場合は税理士にご相談ください。